

## 商品販売委託契約書

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という）とケイズギターワークス（以下、「乙」という）は別添販売委託商品目録掲載の甲の商品（以下、「本件商品」という）の販売委託に関して、次のとおり契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件商品を、乙の名義で第三者に販売することを委託し、乙はこれを承諾した。

第2条 本契約書の期間は、契約日から3ヶ月間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の申し出がない場合は、さらに3ヶ月間本契約を更新するものとし、以後同様とする。

第3条 甲は、本商品を乙が指定する期間までに、乙の指定する場所に甲の全額費用負担のもとで納入するものとする。

第4条 乙は、甲が指定した販売価格でもって本商品を販売しなければならない。

第5条 甲が乙に対して支払う販売委託料は、販売代金の20パーセント相当額とする。ただし、販売代金が25,000円未満の場合は一律5,000円とする。乙は、販売代金からこれを控除した残金を公に納入する方法で受領するものとする。

第6条 乙は甲に対して、毎月1日から末日までに販売した代金から当月分の販売委託料を控除した残額を、翌月末日までに甲の指定した銀行口座に振り込み支払う。

第7条 乙は甲に対して、甲による本件商品の納入後に瑕疵を発見した場合、または第三者から本件商品に関しクレームを受けた場合には、直ちに報告をすると共に甲からの指示に従うものとする。

第8条 本契約が終了した場合には、乙は契約終了時点で保有する本件商品を直ちに甲に返還するものとする。その際、甲は乙に対し、メンテナンス料、システム使用料および保管料として、本件商品一点当たり、一律5,000円を支払うものとする。なお、返還にかかる費用は甲の全額費用負担とする。

第9条 本契約に定めない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって、協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名のうえ、それぞれ1通を保管する。

契約日：西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(甲) 住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

(乙) 神奈川県逗子市桜山 3-1-6  
ケイズギターワークス